

宮観光第179号

令和8年7月1日

申請予定団体 各位

宇都宮市長 佐藤 栄一
(観光MICE推進課扱)

宇都宮駅東口交流拠点施設等の公募に係る質問への回答(別紙)の閲覧について

標記の件について、令和8年6月29日付けで公表した「質問・回答(宇都宮駅東口交流拠点施設及び宇都宮駅東口交流広場)」の回答No.5, 6, 及び10において別紙で示すこととした図面等の資料については、閲覧により公開することとし、以下のとおり実施いたします。

1 閲覧期間

令和8年7月6日(月)から令和8年7月10日(金)まで
(各日 午前9時から午後4時まで)

2 閲覧場所

宇都宮駅東口交流拠点施設(ライトキューブ宇都宮)小会議室403

3 閲覧資料

- ・ 建築図面(特記仕様書, 配置図, 平面図, 立面図, 断面図, 外構割付図等)
- ・ 電気設備図面(受変電設備, 動力設備, 照明設備, 情報通信設備, 映像・音響設備, 防犯設備, 火災報知設備等)
- ・ 機械設備図面(空気調和設備, 地中熱利用設備, 給排水衛生設備, 消火設備, 自動制御設備等)
- ・ 外構及び植栽に関する図面(外構計画図, 植栽図面等)

※ いずれもA3判図面とし、図面上において確認可能な範囲でメーカー名、機器容量、型番等の情報を含みます。

4 閲覧対象者

当該公募への申請を予定している団体及びその構成企業

5 閲覧方法

閲覧を希望する場合は、以下の手続きにより来場してください。

(1) 事前予約

閲覧を希望する日時について、閲覧日の前日 17 時までに施設へ電話により予約してください。

(2) 当日の受付

来場時は、施設 2 F 総合案内において内線で施設職員へ連絡し、職員より提供される「資料（図面等）閲覧申出書」に必要事項を記入の上、提出してください。

(3) 資料閲覧

施設職員が閲覧場所まで案内し、同職員の立会いのもと閲覧を行っていただきます。

※ 注意事項

- ・ 資料の複写、写真撮影その他これらに類する行為は認めません。
- ・ 必要な内容については、各自で書き写してください。
- ・ 閲覧資料の取扱いについては、施設職員の指示に従ってください。
- ・ 閲覧により知り得た内容を、指定管理者公募に係る目的以外に使用しないでください。

6 予約・問い合わせ先

宇都宮駅東口交流拠点施設 総務経理課

電話番号：028－612－6621

魅力創造部 観光MICE推進課 電話 028－632－2858
